

● 生成AIの教育利用の方向性 【詳細はガイドラインP4参照】

- ・ 教育活動や学習評価の目的を達成する上で、効果的か否かで判断
- ・ 年齢制限・保護者同意等の利用規約の遵守（右表参照）
- ・ まずは、十分な対策を講じられる学校でパイロット的に取り組むことが適当（P15チェックリスト参照）

※各生成AIの利用規約例

	年齢制限	保護者同意
ChatGTP	13歳以上	18歳未満の場合必要
Bing Chat	成年であること	未成年の場合必要
Bard	18歳以上	

◆ 特に小学校段階の児童に利用させることには慎重な対応をとる必要がある

◆ 中学校においても、保護者同意等利用規約の遵守を

◆ 教師の側にもAIリテラシーが必要

● 生成AI活用の適否に関する暫定的な考え方 【一部抜粋・詳細はガイドラインP5参照】

××適切でないと考えられる例××	◎◎活用が考えられる例◎◎
情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階で自由に使う（性質やメリット・デメリットを未理解）	情報モラル学習で教師が、生成AIの誤りを含む回答を教材として使用し、性質や限界等を気づかせる
各種コンクールの作品やレポート・小論文などに、生成AIによる生成物をそのまま自己の成果物として応募提出する	生成AIをめぐる社会的論議について生徒自身が主体的に考え議論する過程で素材とする
感性や独創性を発揮させたい場面（詩の創作や芸術の鑑賞）等で最初から安易に使う	一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用させる
教師が正確な知識に基づき評価すべき場面で、教師の代わりに安易に生成AIから生徒に対し回答させること	英会話の相手としての活用等や、外国人児童生徒等の日本語学習のための活用
児童生徒の学習評価を教師がAIからの出力のみで行う	自ら作った文章を生成AIに修正させたものを「たたき台」として、自分なりに何度も推敲させる

長期休業中の課題等についての留意点（文章作成にかかわるもの） 【一部抜粋・詳細はガイドラインP6参照】

- ① 生成AIによる生成物をそのまま自己の成果物として応募することは、評価規準や応募規約によっては不適切・不正に当たり、学びが得られず自分のためにならないことを十分に指導（保護者にも周知し、理解を得る）
- ② 例えば、評価する際の視点を予め「自分自身の経験を踏まえた記述になっているか」等に設定する
- ③ 例えば、提出されたものの内容が十分理解されているか等を確認する活動等を設定する

（生成AIについて）

- ・ ChatGTP、Bing Chat、Bard等の対話型生成AIは、あたかも人間と会話しているかのような応答が可能
 - ・ 膨大な量の情報から予測し、「統計的にそれらしい応答」を生成するもので、多岐に亘る活用が広まりつつある
 - ・ 回答は誤りを含む可能性が常にあり、時には事実と異なる内容や文脈と無関係な内容が出力されることもある
- ➡ 多大な利便性がある一方、個人情報の流出、著作権侵害リスク、偽情報拡散、批判的思考力や創造性・学習意欲への影響も

● 生成AIの普及を念頭にいた「情報活用能力」の育成強化

学校外で児童生徒が生成AIを使う可能性があることもふまえ、**情報モラルを含む情報活用能力の育成について、生成AIの普及を念頭に一層充実させる。**

- ① 情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動
- ② ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動
- ③ 情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動
- ④ 情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動
- ⑤ 健康を害するような行動について考えさせる学習活動
- ⑥ インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残る完全に消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解を促す学習活動

情報の真偽を確かめること「ファクトチェック」の方法などは意識的に教えることが望ましい。ファクトチェックでは、複数の方法（情報の発信者、発信された時期、内容、他の情報と比較する等）と組み合わせて信憑性を確認することが必要。

● その他の留意点 ※生成AIを利用する際は、ガイドラインP15チェックリストでチェック

- 個人情報等の保護
- 各学校、設置者において、教育情報セキュリティポリシーガイドラインを踏まえた対応
- 著作物の利用に関する正しい理解

全文は文部科学省
「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」
URL : https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_shuukyo02-000003278_003.pdf

